

第10 内部点検の期間延長の申請

規則第62条の5第3項及び第4項に規定する内部点検の期間延長の申請は、次によるものとする。

1 休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検に関する事項（H21. 10. 27 消防危第193号通知）

特定屋外タンク貯蔵所において、危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、市町村長等が保安上支障がないと認めた場合には、当該特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、内部点検の期間及び点検保存期間を市町村長等が定めた期間延長することができることとされたが、その運用については次のことに留意すること。

(1) 内部点検期間延長の事由

次の要件に該当すること。

ア 危険物を除去する措置が講じられていること。

イ 誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

(2) 例外とする危険物の貯蔵及び取扱い

次に掲げるものが該当する。

ア 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおける危険物の貯蔵又は取扱い

イ ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱い（一の機器において取り扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の五分の一未満である場合に限る。）

ウ 屋外タンク貯蔵所の配管の他の製造所等との共用部分における危険物の取扱い（当該他の製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに伴うものに限る。）

(3) 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の内部点検の実施期間

規則第62条の5第3項の規定に基づき内部点検の期間が延長された後、期間延長後の内部点検

予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合には、特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、次のア又はイに定める期限までに内部点検を実施すること。

ア 変更前の内部点検の実施時期までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、変更前の内部点検の実施時期

イ 変更前の内部点検の実施時期より後で、かつ、期間延長後の内部点検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、再開の日の前日

2 内部点検の期間延長申請に添付する図書◆

規則第62条の5第4項に規定する申請書に次の図書を添付すること。

(1) 敷地内配置図

(2) 上記1(1)に規定する内部点検期間延長の事由に該当していることが確認できる書類

(3) 見やすい箇所に、幅0.3m以上、長さ0.6m以上の地が白色の板に赤色の文字で「休止中」と表示した標識を掲示することが確認できる書類

(4) その他必要な書類